

宅内公共ます設置資金貸付制度を開始

公共下水道と宅地内の排水管を接続するための「公共ます」を、公共下水道の本管工事期間中、敷地内に設置しなかった人が工事完了後に設置を希望する場合は、平成28年4月から原則自己負担になります。これにあわせて「宅内公共ます設置資金貸付制度」を開始しますので、ご利用ください。なお、公共ますの設置を希望する場合は事前にご相談ください。

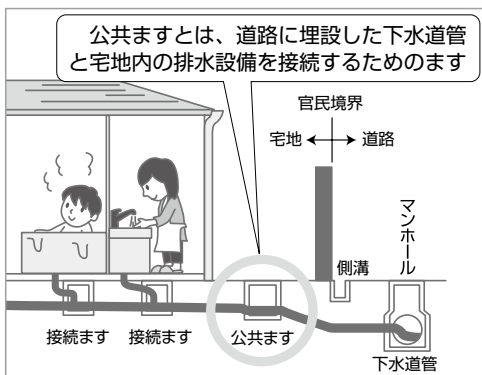
限度額 60万円

利子 無利子

返済 資金を貸し付けた翌月から毎月1万円の元金均等償還

※貸し付けには要件がありますので、事前にお問い合わせください

問 ます設置に関すること＝下水道整備課 ☎948-6457・FAX 934-0670、貸付制度に関すること＝下水道サービス課 ☎948-6529・FAX 934-1981



5/6 「みんなの生活展 2016」(必着) 参加団体募集

10月15日(土)・16日(日)に大街道商店街で開催する「みんなの生活展 2016」の出展団体を募集します。

対象 市内を中心に消費生活、環境、健康について定期的に公益活動をしている、営利を目的としない団体

申し込み 5月6日(金) (必着) までに、直接または郵送、ファクス、eメールで、申込用紙(みんなの生活展事務局<市役所本館1階市消費生活センター内>)、市ホームページにあり)を〒790-8571み



昨年の様子

んなの生活展事務局 ☎shouhi@city.matsuyama.ehime.jpへ

※出展の可否を7月中旬までに通知

問 みんなの生活展事務局 ☎948-6381・FAX 934-1768

こんなものもあります

いつでもご利用ください

あなたの生活をお手伝い「障がい者総合相談窓口」



身体・知的・精神の障がいに加え、発達障がい・高次脳機能障がい・難病患者などの相談に対応する「障がい者総合相談窓口」を開設しています。生活支援から就労支援まで幅広く対応し、円滑な生活を送るためのお手伝いをしていますので、お気軽にお越しください。

開設時間 8時30分～17時15分 **場所** 市役所別館1階

問 市社会福祉協議会 ☎943-6307・FAX 943-6688

おでかけをもっと“楽”に「バリアフリーマップ」

高齢者や障がいのある人、観光客など、誰もが安心して外出できるよう、バリアフリー情報を「バリアフリーマップ」でご紹介しています。詳しくはまつやまバリアフリーマップ情報サイト <http://m.hecoman.com/> をご覧ください。



問 市ボランティアセンター ☎921-2141・FAX 921-8360

障がいのある人がより暮らしやすい社会をつくるためにできた法律です。どんな内容か確認しておきましょう



障がい福祉課 浅野 里奈さん

国や地方公共団体などの行政機関や民間事業者などによる障がいを理由とする差別をなくすため、「障害者差別解消法」が4月1日から施行されました。

みんなにやさしいまちを目指して

4月1日施行 障害者差別解消法

「障がいのある人」とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、そのほか心身機能に障がいがある人で、障害者手帳の有無に関わらず、障がいや「社会的障壁(注釈)」によって生活が困難になっている人のことです。

「民間事業者」とは

目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的に企業だけでなく、個人事業者や非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も含みます。

この法律では次の2つを定めています

◆不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由なく、障がいを理由にサービスの提供を拒否、制限すること

◆合理的配慮の提供

障がいのある人から配慮を求めるときは、表示があつた場合、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁(注釈)」を取り除くための合理的な配慮をすること

※民間事業者は努力義務【具体例】筆談や読み上げなどの必要とする配慮をすること
社会的障壁とは：障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全て(事物・制度・慣行など)

日常のさまざまな場面における「合理的配慮」の具体例をご紹介します。

“誰もが暮らしやすいまち”にするために

駐車場で



最近、多くの施設で障がい者用駐車場の整備が進んでいます。この駐車場は、出入り口の近くに設置しているとともに、車いすなどでの移動がスムーズなように広めのスペースを確保しています。やむを得ないとき以外は駐車しないようにしましょう。

点字ブロック付近で



市内の至る所にある点字ブロック。視覚が不自由な人はこのブロックを頼りに「歩く所」「止まる所」を判断しています。点字ブロックの上に自転車などを止めたり、長時間留まったりすると歩行の邪魔になるので注意しましょう。

低い場所にもご注意を



車椅子を使っていると、高い所にあるものをとることや狭いスペースを移動することなど、困難なことがあります。また、実は低いところにあるものをとることも大変なので、低い場所にも気を配ってみましょう。

このほか、「電車やバスなどで優先座席を空けておく」「書類を代筆する」など、できることはたくさんあります。皆さんもできることから始めてみませんか



障がい福祉課 ☎948-6353・FAX 932-7553